

# 訪問介護重要事項説明書 (令和7年4月1日現在)

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口  
 電話番号 042-472-1330(午前8時30分～午後5時30分)  
 FAX番号 042-479-1025(常時受け付けます)

担当 サービス提供責任者: \_\_\_\_\_

※ご不明な点は、なんでもおたずねください。

2. パレ・フローラ指定訪問介護事業所の概要

(1) 提供できるサービスの種類と地域

事業所番号	1374800264
事業所名	パレ・フローラ指定訪問介護事業所
所在地	東久留米市下里4-2-50
サービス提供地域※	東久留米市および東村山、清瀬市、小平市

※上記以外の方でもご希望の方はご相談下さい。

(2) 職員の体制

		資格	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者		介護福祉士	1名		サービス提供責任者 兼務	1名
サービス提供責任者		介護福祉士	2名以上		専従2名以上 管理者兼務1名	3名以上
従事者	介護福祉士		3名	14名		17名
	1級課程修了者			名		名
	2級課程修了者			2名		2名

(3) 営業日および営業時間

- ① 営業日は月曜日から土曜日。ただし、特例として日曜日並びに祝祭日の営業も行う。
- ② 24時間巡回型事業については毎日とする。
- ③ 営業時間、午前8時30分から午後5時30分とする。なお、夜間早朝、深夜についてはこの限りではない。

サービスの提供時間帯

	形態	通常時間帯 8:00～18:00	早朝 6:00～8:00	夜間 18:00～22:00	深夜 22:00～6:00
月～日・祝	滞在	○	○	○	×
	巡回	○	○	○	○

※日曜日・祝日の滞在派遣についてはご相談ください。

3. サービス内容

身体介護	食事介助・入浴介助・排泄介助・清拭・体位変換 等
生活援助	買物・調理・掃除・洗濯 等

4. 利用料金

(1) 利用料

介護保険からの給付サービスを利用する場合、原則として基本料金は、「介護保険負担割合証」に記載されている割合額です。ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額お客様の負担となります。また、サービス提供票(ケアプラン)にもとづき、かつ、お客様の同意を得て2人でサービスを提供した場合、下記料金表の100%増しとなります。

通常料金以外は割増料金となります。

<料金表>

(単位:円)

サービス内容	通常料金 (8時～18時)	夜間早朝(25%増し) (6時～8時) (18時～22時)	深夜(50%増し) (22時～6時)
<b>身体介護中心</b>			
(1) 20分未満	2,165	2,707	3,248
(2) 20分以上30分未満	3,237	4,044	4,850
(3) 30分以上1時間未満	4,099	5,116	6,154
<b>生活援助中心</b>			
(1) 20分以上45分未満	2,375	2,972	3,569
(2) 45分以上	2,917	3,646	4,375

加算		
初回加算 200単位／月	2,210	新規に訪問計画を作成したお客様に対して初回に実施した訪問介護と同月内にサービス提供責任者が同行訪問した場合。
緊急時加算 100単位／回	1,105	お客様やその家族等からの要請を受けてサービス提供責任者がケアマネージャーと連携を図り、ケアマネージャーが必要と認めたとときに居宅サービス計画にない訪問介護(身体介護)を行った場合。
生活機能向上連携加算 100単位／月	1,105	お客様に対して、指定訪問リハビリテーション事業所の理学療法士、作業療法士又は言語療法士が、指定訪問リハビリを行った際に、サービス提供責任者が同行し、理学療法士等とおお客様の身体の状況等の評価を共同で行い、かつ、生活機能の向上を目的とした訪問介護計画を作成した場合であって、理学療法士と連携し、当該訪問介護計画に基づく指定訪問介護を行った時は、初回の指定訪問介護が行われた日の属する月以降3ヶ月の間、1ヶ月につき加算する。当該リハビリテーション専門職等は通所リハ等のサービス提供の場において、または、ICTを活用した動画等によりお客様の状態を把握した上で助言を行うことを定期的に評価する。
200単位／月	2,210	自立支援・重度化防止に資する介護を推進するため、訪問リハビリテーション・通所リハビリテーションの理学療法士等がお客様宅を訪問する場合に加えてリハビリテーションを実施している医療提供施設のリハビリテーション専門職や医師が訪問して行う場合について評価するとともに評価を充実する。
認知症専門ケア加算(Ⅰ) 3単位／日		認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者が利用者の100分の50以上 認知症介護実践リーダー研修終了者を認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者が20名未満の場合は1名以上、20名以上の場合は1に、当該対象者の数が19を超えて10又は端数を増すごとに1を加えて得た数以上配置し、専門的な認知症ケアを実施 当該事業所の従業員に対して認知症のケアに関する留意事項の伝達又は技術指導に係る会議を定期的に開催。
認知症専門ケア加算(Ⅱ) 4単位／日		認知症専門ケア加算(Ⅰ)の要点を満たし、かつ、認知症介護指導者養成研修終了者を1名以上配置し、事業所全体の認知症ケアの指導等を実施介護、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、実施又は実施を予定
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)		介護給付費(介護職員処遇改善加算を除いた1月の総利用単位数)×24.5%×報酬単位(11.05円)

#### 通常の実施地域を超える交通費

自動車を利用した場合、事業所から通常の実施区域を越え1kmごとに50円かかります。

※上記料金は、特定事業所加算(Ⅰ)を含めて算定した額です。

※上記料金表の料金設定の基本となる時間は、実際にサービスを提供した時間ではなく、お客様のサービス提供票(ケアプラン)に定められた目安の時間を基準とします。

(2)償還払いの場合には、いったんお客様が介護報酬を全額支払い、その後領収書を添付し区市町村に請求する「介護保険負担割合証」に記載されている割合額を除く額の還付が得られます。

#### (3)交通費

①交通費は、付き添い等で交通機関を使用する場合、または通常の実施地域をこえる交通費は実費を頂きます。

②前期2の(1)のサービス提供の方は、当事業所の従事者がお伺いするための交通費の実費を頂戴いたします。

#### (4)キャンセル料

お客様の都合でサービスを中止する場合は、下記の料金を頂く場合があります。

キャンセルが必要となった場合は、ご連絡下さい。

ご利用日の前営業日午後5時30分までにご連絡いただいた場合	無料
ご利用日の前営業日午後5時30分以降にご連絡いただいた場合	利用料の10%

※夜間・休日等は留守番電話での連絡をお願いします。

電話番号 042-472-1330/FAX番号 042-479-1025

#### (5)その他

①お客様の住まいで、サービスを提供するために必要な、水道、ガス、電気、電話等の費用はお客様のご負担になります。

②料金のお支払方法は毎月20日までに前月分の請求をいたしますので、末日までにお支払いください。お支払いいただきますと領収書を発行します。お支払方法は、銀行振替口座、口座引落とし、現金集金の3通りの中からご契約の際にお選びください。

## 5. サービスの利用方法

### (1) サービスの利用開始

サービスの提供の依頼を受けた後、契約を結び、訪問介護計画を作成して、サービスの提供を開始します。

※居宅サービス計画(ケアプラン)の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談下さい。

### (2) 健康上の理由による中止

①感染症、病気の際に訪問介護員の訪問をお断りすることがあります。

②訪問介護員が訪問中にお客様の体調が悪くなった場合、ご家族等に連絡の上、適切に対応します。また、必要に応じて速やかに主治の医師等に連絡をとる等必要な措置を講じます。

### (3) サービスの終了

①お客様のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書でお申し出下さい。

②当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知いたします。

③自動終了

以下の場合には、双方の文書がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

・お客様が介護保険施設等に入所した場合

・介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護認定区分が非該当者(自立)又は要支援認定となった場合

・お客様がお亡くなりになった場合や被保険者資格を喪失した場合

④その他

・当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、お客様やご家族 などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当事業所が破産した場合、お客様は文書で解約を通知することによってすぐにサービスを終了することができます。

・お客様が、サービス利用料金の支払いを3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず30日以内に支払わない場合、またはお客様やご家族の方などが当法人や当事業所のサービス従事者に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、すぐにサービスを終了させていただく場合があります。

## 6. 当法人の訪問介護サービスの特徴等

### (1) 運営の方針

①「その人らしさ」の継続と、健康で明るく豊かな高齢期の生活実現のため、もてる機能を最大限に活用し、保健、医療、福祉の各サービスと連携した質の高いサービスを提供します。また、お客様の権利擁護と個人の尊厳を守り、お客様の可能性を信じた生涯学習の視点をもって自立を援助します。さらに、サービス提供事業者として、常に自らの提供するサービスの質の評価を行い改善に努力します。

②お客様個々のケースファイルを作成し、アセスメントの情報、居宅サービス計画等のお客様の生活状況や支援の方針に関する情報と併せて、訪問介護サービス利用状況や目標達成状況についても記録します。

③お客様・家族の生活状況を常に把握するように努め、時期を逃さずに対応できる体制を整えます。

④サービス内容としては、入浴、排泄、食事介助等の身体介護、お客様のニーズに応じた家事援助等、生活全般にわたる援助を24時間体制で行います。

ア 身体介護 食事・排泄・入浴・清拭・整容・洗髪・部分浴・移動体位交換・衣類交換・水分補給・通院等

イ 生活援助 調理・洗濯・掃除・買い物・その他(ゴミ捨て・布団干し等)

ウ その他 相談・助言・関係機関との連絡調整等

### (2) サービスの利用のために

事 項	有無	備 考
ホームヘルパーの変更の可否	有	変更希望の方はお申し出ください。
男性ヘルパーの有無	無	
従業員への研修の実施状況	有	
サービスマニュアルの作成	有	
個人情報の使用同意書	有	

## 7. 緊急時の対応

サービスの提供中に容態の変化等があった場合は、事前の打合せにより、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者等へ連絡をいたします。

## 8. 事故発生時の対応

①お客様に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、応急措置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかに市町村及びご家族に連絡するとともに、顛末記録、再発防止対策に努めその対応について協議します。

②お客様に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかにすることとします。ただし、事業者及び従業者の責に帰すべからざる事由による場合はこの限りではありません。

## 9. 虐待の防止に向けた取り組み

虐待の発生またはその再発を防止するため、次の通り必要な措置を講じています。

・虐待の防止の為の対策を検討する委員会の定期開催及び職員に対する結果の周知

・虐待の防止の為の指針を整備

・従業者に対する虐待の防止のための研修実施

10. サービス内容に関する苦情

(1)当法人お客様相談・苦情担当 担当 苦情受付担当者 木村 綾子  
電話番号 042-472-1330/FAX番号 042-479-1025

(2)その他

①東久留米市 相談・苦情窓口 東久留米市福祉保健健康部介護福祉課 電話042-470-7777  
②東京都国民健康保険団体連合会 苦情相談窓口 東京都国民健康保険団体連合会 電話03-6238-0177

(3)苦情の対応手順

- a. 受け付けた苦情を「苦情又は意見・要望連絡票」に記載します。
- b. 苦情申し出人に苦情の内容確認を行います。
- c. 「苦情受付書」により施設長及び苦情解決責任者・第三者委員に報告を行います。
- d. 苦情解決案を検討し、苦情申立人は解決策の貞女を行います。
- e. 苦情申立人との話し合いの結果を「話し合い結果記録書」に記載し、同席者に話し合いの内容と相違ないかの確認を行います。
- f. 話し合いの結果に基づいた業務改善を行います。
- g. 「改善結果報告書」を苦情申立人に送付し、改善状況を報告します。
- h. 日常的な業務の改善、サービス向上に反映する方法を検討し、改善に努めます。

11. 個人情報の取り扱いについて(秘密保持)

- (1)お客様のサービス利用に係る個人情報の収集は、「個人情報の利用に係る同意書」に基づき利用目的の範囲を説明し、同意を得た上で収集いたします。
- (2)お客様及びご家族の個人情報の使用は、同意をいただいた利用目的の達成に必要な範囲内において、適正に使用します。
- (3)同意または依頼のない限り、お客様及びそのご家族の個人情報を第三者に提供することはいたしません。

12. 当法人の概要

名称 法人種別 社会福祉法人 竹恵会  
代表役職氏名 理事長 竹中 三津子  
法人所在地・電話番号 東京都東久留米市下里四丁目2番50号 042-472-0657

定款の目的に定めた事業	施設・拠点等
1 特別養護老人ホーム「けんちの里」の設置経営	1 特別養護老人ホーム 1ヶ所
2 老人デイサービスセンター パレ・フローラの設置経営	2 短期入所生活介護 1ヶ所
3 老人短期入所事業 けんちの里の設置経営	3 通所介護 2ヶ所(3単位)
4 老人デイサービスセンター ガーデン・ほんむらの設置経営	4 生活支援 1ヶ所
5 老人居宅介護等事業 パレ・フローラ指定訪問介護事業所の経営	5 居宅介護支援事業所 1ヶ所
6 生活支援事業受託経営	
7 居宅介護支援事業 けんちの里指定居宅介護支援事業所の経営	

訪問介護の提供開始にあたり、契約書および本書面に基づいて重要な事項の説明を行いました。

<事業者>

(所在地) 東久留米市下里4-2-50

(名称) 社会福祉法人 竹恵会

パレ・フローラ指定訪問介護事業所 (事業所番号1374800264)

(説明者) サービス提供責任者 氏名 \_\_\_\_\_ 印

私は、契約書および本書面により事業者から訪問介護についての重要事項の説明を受けました。

令和 年 月 日

<お客様>

\_\_\_\_\_ (氏名) \_\_\_\_\_ 印

<代理人>

\_\_\_\_\_ (氏名) \_\_\_\_\_ 印 (続柄 \_\_\_\_\_)

